

スミセイのスーパー積立年金(10年)

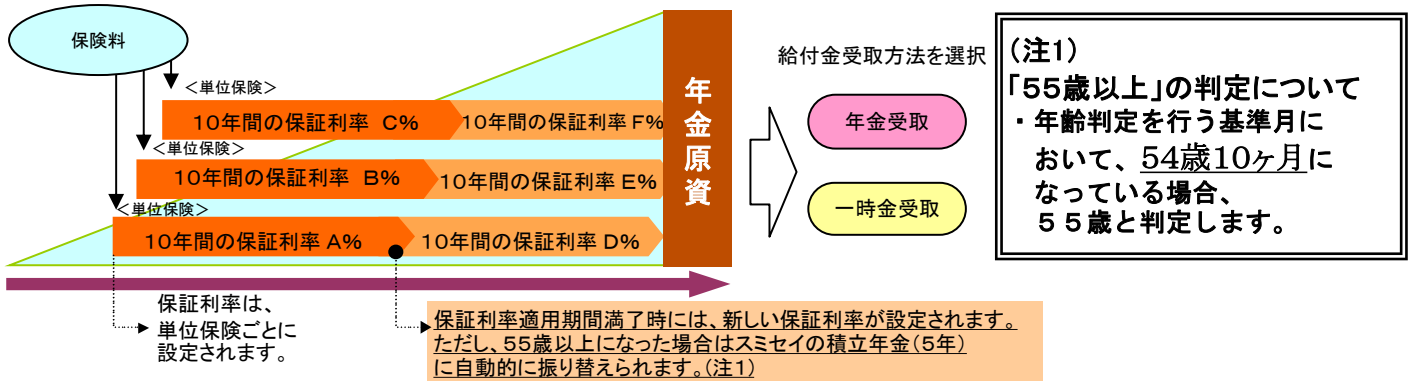
確定拠出年金保険(単位保険別利率設定型/10年)

商品提供会社：住友生命保険相互会社

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

- ・払込保険料は、毎月1日に新たに設定される保険(=単位保険)に充当されます。
- ・保証利率は、残存期間10年の国債の流通利回りを基準として、単位保険ごとに毎月設定し、10年間保証されます。
- ・**ただし、お客様の年齢が55歳以上(注1)になった場合は、スミセイの積立年金(5年)に振り替えられます。**
- ・**尚、加入申込の場合は、55歳以上(注1)で本商品を選択することはできません。**
- ・給付請求時には、年金・一時金での受取りを選ぶことが出来ます。
- ・保証利率適用期間途中の預替え(スイッチング)の場合、解約控除が適用されることがあり、この場合受取金額が元本(払込保険料)を下回ることもあります。

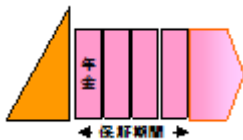


- * 適用保証利率の設定や、解約返戻金の計算は単位保険ごとに行われます。(注2)→3ページ目を参照ください
- * 保証利率とは、契約管理等に係る諸費用が控除された後の実質利率です。

2. 給付の方法

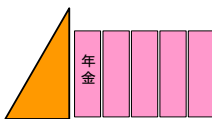
【年金の受取り】 * 年金給付の方法は、プランにより異なりますので規約等をご確認ください。

保証期間付終身年金



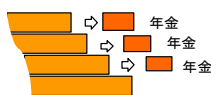
- ・加入者等が生存している限り、終身にわたって一定額の年金を受け取ることができます。
- ・保証期間中に死亡された場合には、残存保証期間の未払年金の現価に相当した額をご遺族にお支払いします。
- ・保証期間経過後に死亡された場合は、ご遺族へのお支払いはありません。
- ・死亡時期によっては総受取額が年金原資を下回る可能性があります。
- ・適用される保証期間は5・10・15・20年の間で規約で定められます。
- ・年金額は、年金支払開始時の年金原資をもとに年金種類に応じた保証利率等により計算します。

確定年金



- ・あらかじめ定められた一定期間、一定額の年金を受け取ることができます。
- ・選択可能な支払期間は、5・10・15・20年の間で規約で定められます。
- ・年金額は、年金支払開始時の年金原資をもとに年金種類に応じた保証利率等により計算します。
- ・年金支払期間中に死亡した場合には、残存年金支払期間の未払年金の現価に相当する金額をお支払いします。

分割払年金



- ・運用を継続している単位保険の保険料積立金を分割して一定期間受け取ることができます。
- ・支払期間は5～20年の間で規約に定められます。
- ・お支払いする額は、解約返戻金の額となり、支払時点における金利情勢等により解約控除を適用する場合があります。

【一時金の受取り】

老齢給付金、障害給付金を一時金でお受取りになる場合、または、積立期間中に加入者がお亡くなりになった場合には、請求時点における保険料積立金を一時金として受け取ることができます。

<留意点>

- * 確定年金、保証期間付終身年金については、年金支払開始後の他商品への預替え(スイッチング)のお取扱いが制限される場合がありますので、各プランの規約等をご確認ください。
- * 5年経過以降、分割払年金および確定年金を一時金受取へ変更する場合には、解約控除が適用される場合があります。保証期間付終身年金については、一時金受取への変更を行うことができません。
- * 障害給付金を60歳未満でお受取りになる場合は、一時金の受取りまたは分割払年金のお取扱いとなります。

■ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。

■ 当保険商品は保険契約者保護機構の対象商品です。

■ 当資料は住友生命が信頼できると判断した諸データに基づいて株式会社千葉銀行が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データは過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

スミセイのスーパー積立年金(10年)

確定拠出年金保険(単位保険別利率設定型/10年)

商品提供会社: 住友生命保険相互会社

本商品は元本確保型の商品です

3. 保険の種類

利率保証型積立生命保険

4. 拠出単位/拠出限度額

- ・ 拠出金額は1円以上、1円単位です。
- ・ 保険料は、確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定できます(払込の一時中断も可能です)。
- ・ 他商品からの預替えについても、金額の制限はありません。

5. 保険期間

保険料の払込開始時から給付の終了時まで。

6. 保証利率の設定/適用

【積立期間中】

- ・ 保証利率は、残存期間が10年の国債の流通利回りを基準に毎月1日に設定します。
- ・ 当月中に入金された保険料は、当月適用される保証利率で運用されます。
- ・ 55歳以上で設定される保証利率は残存期間が5年の国債の流通利回りを基準に毎月1日に設定します。(「1. 基本的性格」(注1)参照。)

【年金開始後】

《終身年金・確定年金選択時》

- ・ 年金支払開始時に年金種類ごとに保証利率を設定します。
- ・ 年金原資となる保険料積立金は、適用される保証利率で運用されます。

《分割払年金選択時》

- ・ 保証利率は積立期間中と同じです。

* 保証利率は契約管理等にかかわる諸費用をあらかじめ差し引いた後の実質利率です。

7. 保証利率の適用期間

【積立期間中】

保証利率は10年間適用されます(期中で変更することはありません)。ただし、55歳以降は保証利率適用期間が満了した単位保険からスミセイの積立年金(5年)に振り替えられます。(「1. 基本的性格」(注1)参照。)

【年金開始後】

《終身年金・確定年金選択時》

- ・ 保証利率は年金支払期間中保証されます。

《分割払年金選択時》

- ・ 積立期間中と同じです。

8. 保証利率適用期間満了時の取扱い

- ・ 保証利率適用期間満了時における国債の流通利回りを基準に新たな保証利率を自動的に設定し適用します。
- ・ 新たに適用する保証利率は、次の保証利率適用期間満了時まで保証します。ただし、すでに保有している単位保険の保証利率適用期間が満了し、55歳以上で継続する場合、スミセイの積立年金(5年)に自動的に振り替えられます。(「1. 基本的性格」(注1)参照。)

9. 配当金

- ・ 毎年の決算により剰余金が生じた場合、社員配当金が支払われる場合があります。
- ・ 資産運用実績の変動による剰余を原資とする配当金(利差配当)はありません。

10. 持分の計算方法

- ・ 保険料積立金は、元本に、保証利率を乗じて求めた利息相当分を加えて計算されます。
- ・ 解約控除が適用される場合、保険料積立金から解約控除額が差し引かれた金額が持分となります。

11. 預替え(スイッチング)時の取扱い

- ・ 預替え(スイッチング)による解約は全部または一部について随時可能です。
- ・ 解約の際には、解約返戻金として持分額が支払われます。
- ・ 預替え(スイッチング)時の市場金利等に応じて解約控除が適用されることがあります。スミセイの積立年金(5年)とスミセイのスーパー積立年金(10年)の間での預替え(スイッチング)を行う場合も含まれます。
- ・ 適用される解約控除額がそれまでの利息相当額を上回り、結果として受取金額が元本を下回ることがあります。
- ・ 実際にお受取りになれる金額等については、Web、コールセンターでご確認ください。
- ・ 複数の単位保険を保有している場合、単位保険を指定して解約することが可能です。特に指定のないときは、利率設定日が古いものから順次取り崩されます。

12. 中途退職時の取扱い

離転職などにより、個人型年金や他の企業型年金に移換する場合には、移換金として保険料積立金がそのまま全額移換されます。(解約扱いではありません。)

13. 運用勘定

一般勘定で運用されます。

■ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。

■ 当保険商品は保険契約者保護機構の対象商品です。

■ 当資料は住友生命が信頼できると判断した諸データに基づいて株式会社千葉銀行が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データは過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

スミセイのスーパー積立年金(10年)

確定拠出年金保険(単位保険別利率設定型/10年)

商品提供会社：住友生命保険相互会社

本商品は元本確保型の商品です

14.セーフティネットの有無

- ・本商品は、生命保険契約者保護機構による補償対象商品です。
 - ・生命保険会社が経営破綻に陥った場合、加入時にお約束された給付金額などが削減されることがあります。生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件の変更が行われる可能性があり、お受取りになる給付金額などが削減されることがあります。
- なお、詳細については
生命保険契約者保護機構
TEL【03-3286-2820】までお問い合わせください。

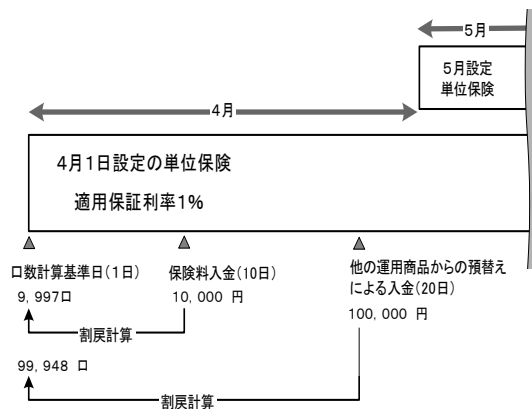
15.ご留意いただきたい事項

- ・詐欺により契約を締結したときまたは被保険者を追加加入させたときは、当社は、契約者の詐欺による場合にはこの契約を、被保険者の詐欺による場合にはこの契約のその被保険者に関する部分を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料のうちこれらに対する部分は払い戻しません。
- ・当社は、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致、詐欺(未遂を含む)等、契約の存続を困難とする重大な事由が、契約者によって生じた場合にはこの契約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの契約のその被保険者に関する部分を将来に向かって解除することができます。この場合、保険料積立金に解約控除を適用した額をお支払いし、解約控除により保険料積立金からの減少額がそれまでの利息相当分を上回り、解約返戻金が元本(払込保険料)を下回ることがあります。

注2:「単位保険について」

- ・本商品では、仕組上、毎月1日ごとに独立した保険を設定します(これを“単位保険”と呼びます)。当月中のご入金分(掛金、および、他の運用商品からの預替え金)は、当月1日に設定される単位保険の保険料として充当されます。
- ・適用保証利率の設定や解約控除の適用は、単位保険ごとに行われます。したがって、加入者の保険料積立金や解約返戻金は、保険料が入金された年月に対応する単位保険ごとにまず計算され、各単位保険の計算結果を合計することによって求めます。
- ・当月中のご入金分は、当月1日にご入金いただいたものとして、入金日と当月の適用利率に応じて割戻計算が行われます。割戻計算後の金額は“口数”として管理され、ご加入者さま向けの個人別管理資産に関するレポートやWeb上において、本商品の“保有数量”として表示されます。

(口数の具体的な計算例は下図をご参照ください。なお、表示される口数は、端数処理を施すため下図のケースと一致しない場合があります。)



■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。
 ■当保険商品は保険契約者保護機構の対象商品です。
 ■当資料は住友生命が信頼できると判断した諸データに基づいて株式会社千葉銀行が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データは過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。